

年間計画や内容については、変更の可能性があります。ご了承ください。

令和8年度 京都市立上京中学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下に同じ。）のための対策に関し、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条・京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）に基づき、本校のいじめの防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒等の理解を深めることを旨として行わなければならない。

いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。

(3) いじめの定義 *京都市いじめの防止等に関する条例第2条

子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものも含む。）をいう。

(4) いじめの解消の定義 *京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）

謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われる事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断す

るものとする。

・いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

2 いじめ対策委員会（構成、役割、開催時期、生徒・保護者への周知方法等）

〔構成〕 校長 教頭 生徒指導部長 補導主任 各学年主任 養護教員 教育相談主任
生徒会主任 総合育成教育主任 スクールカウンセラー 通級担当教員

〔役割〕

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を立案・検討し推進する。
- ・生徒指導委員会・補導部会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「いじめ対策委員会」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

〔開催時期〕 原則月2回

（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

〔生徒・保護者への周知方法等〕

年度当初の全校集会にて、生徒に方針や役割などを説明し、構成員の周知を行う。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

●学習環境の整備

- ・日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め、集団を向上させることにより、学習環境の充実と学習意欲の向上を図ることに努める。また、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。参観日、公開授業週間などを通して開かれた学校づくりに努める。

●授業改善（「わかる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業づくり」）

- ・各教科を通して、基礎的・基本的な知識や技能を習得させるとともに、思考力、判断力、表現力を育むための指導法の研究や授業の改善に取り組み、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。
- ・学習確認プログラム（予習シートや復習シートを含む）の活用方法を工夫し、家庭学習の習慣を身につけさせるとともに基礎学力の定着を図る。図書館の充実と活用により、生徒の主体的・意欲的な読書活動を促し、読解力の向上に努める。
 - ・生徒指導の実践上の4つの視点（自己存在感の感受・共感的な人間関係の育成・自己決定の場の提供・安全安心な風土の醸成）を常に念頭に置きながら授業づくりに務める。具体的には、生徒の独自性や個性、そして主体性を大切にし、人間的な触れ合いを大事に指導にあたる。

●道徳教育、人権教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立する。家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとよりすべての教科・領域においてより良い人間関係を築く自主的・実践的な態度を育成する。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、しなやかな道徳教育の実践を推進し、他人を思いやる心や優しさ、相手の立場になって考え共感できる心を育成する。
- ・人権教育では、個々の違いを認め、お互いの思いを分かち合えるための能力・資質を身につけさせることによって、いじめの防止対策の基礎・基盤を作る。

●生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・ボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

●生徒同士の絆づくり

- ・生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。
- ・京都市中学校生徒会議のテーマやまとめを様々な機会を通して、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動・実践できる力を育てる。そのために生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるように指導する。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

●日常の生徒に関する情報共有

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有・分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実にを行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。

- 生徒に対する定期的な調査（いじめに対する記名式アンケート、クラスマネジメントシート、心とからだのアンケート、生活習慣アンケート、教育相談等）
 - ・日常の生徒観察に加え教育相談アンケート、クラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート わたしの毎日アンケート）、いじめに対する記名式アンケートを複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。

- 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと年1～2回の教育相談週間を設定し、いじめアンケート等を活用して面談の中で生徒の育ちや困りにていねいな聞き取りを行い、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適切な支援・指導を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

- 基本的な考え方

- ・初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取り組みを行う。
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止に向けた取り組みを行う。

- いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応（フローチャート等で図式的に明示）

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。
[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求めらる。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

●インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携して進める。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットやスマートフォン（携帯電話）の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・個人情報の漏洩や他人への中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

●「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件（①いじめに係る行為が止んでいること、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じないこと）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうか判断していく。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

●内容（いじめ事案対処に関する校内研修等）

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。

●実施時期（年間を通じて複数回）

- ・4月 「年間計画と役割の明確化」・「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」
- ・5月 「いじめに関して、気になる生徒の共有」・「学校評価項目の確認」
- ・8月 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」

4 保護者・地域、関係機関との連携

●保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・地域・家庭との連携の推進に向けて
日頃から保護者や地域との連携を細かく丁寧に家庭訪問等を行い、学校との信頼関係を構築しておく。PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。
- ・関係機関との連携の推進に向けて日頃から関係諸機関と連携を密にし、学校との信頼関係を築き、協力を得られる体制を整えておく。

5 重大事態への対処

●基本的な考え方

- ・ いじめ防止対策推進法第28条（抄）
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・ 一の具体的な事案としては、次のような態様が挙げられるが、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断すべきである。

- ①自殺を企図した場合。
- ②身体に重大な傷害を負った場合。
- ③金品等に重大な被害を被った場合。
- ④精神性の疾患を発症した場合。

また、二における「相当な期間」とは、国が策定した「いじめの防止等のための基本的方針」において、30日を目安とする旨が述べられているが、日数にかかわらず、生徒の状況により必要な対応に着手することが必要である。

●重大事態が発生したときの対応

・ 重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

（個人情報の取扱い）*京都市いじめの防止等取組指針より

いじめの防止等の取組を推進するに当たっては、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例等の関係法令の規定に十分に留意のうえ、関係者間での情報の共有化等を適切に行うものとする。

6 年間計画

- ・いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施します。
- ・また、年度途中に計画の見直しを行う場合もあります。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆校内研修会 「年間計画と役割の明確化」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」	・入学式 ・学級開き ・いじめ対策委員会の紹介 ・新入生を迎える会 ・学級目標決め 【1年】ケータイ教室	・前年度の記名式いじめアンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・学校説明会で保護者啓発 ・授業参観 ・家庭訪問週間 ・学校運営協議会
5	◇いじめ対策委員会 「未然防止に向けた取組の確認」 「第1回教育相談・第1回クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆校内研修会 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」	【1年】校外学習	・第1回教育相談の実施 ・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有	・家庭訪問週間
6	◇いじめ対策委員会 「第1回教育相談・第1回クラスマネジメントシートの結果の共有と対策」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報共有と組織的対応」	【3年】修学旅行 ・生徒総会	・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有	・PTA 総会
7	◇いじめ対策委員会 「第1回こころとからだのアンケート実施に向けて」 ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」	【2年】非行防止教室（万引き・暴力） 【3年】薬物乱用防止教室 ・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 ・前期人権学活	・前期学校評価アンケート（生徒・保護者・教職員）	・三者懇談会 ・地域生徒指導連絡協議会
8	◇いじめ対策委員会 「いじめに特化した夏季校内研修に向けて」 ◆校内夏季研修会 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」 ◆小中合同研修会 「いじめ問題について協議、連携を深める」	・北上生徒会交流会 SANKON	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討 ・第1回こころとからだのアンケート実施、学年集約と共有	
9	◇いじめ対策委員会 「第1回こころとからだのアンケートの結果の共有と対策」 「学校評価の実施に向けて」			

10	<p>◇いじめ対策委員会 「学校評価の結果について PDCA サイクル」 「第2回記名式いじめアンケートの実施に向けて」 「第2回教育相談(1・2年)・第2回クラスマネジメントシートの実施に向けて」</p> <p>◇臨時いじめ対策委員会 「情報共有と組織的対応」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭、合唱コンクール、体育大会に向けての取組 ・文化祭 ・体育大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回教育相談(1・2年)の実施(3年進路相談) ・第2回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有 ・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の検証 ・学校運営協議会 ・ふれあいコンサート ・進路保護者会 ・三者懇談(3年生)
11	<p>◇いじめ対策委員会 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し」 「第2回教育相談(1・2年)・第2回クラスマネジメントシートの結果の共有と対策」</p> <p>◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」 「授業を伴う研修会の実施」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連携中学校授業体験 ・生徒会役員選挙 		<ul style="list-style-type: none"> ・新生保護者説明会 ・家庭地域教育学級
12	<p>◇いじめ対策委員会</p>	<p>【1年】科学センター学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 ・人権標語の作成と発表 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 <p>【2年】チャレンジ体験</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・後期学校評価アンケート(生徒・保護者・教職員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談会
1	<p>◇いじめ対策委員会 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」</p> <p>◆年間反省(各分掌) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連携の情報の集約について 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回こころとからだのアンケート実施、学年集約と共有 	
2	<p>◇いじめ対策委員会 「第2回こころとからだのアンケートの結果の共有と対策」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」 「学校評価の結果について PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」</p> <p>◆年間反省(全体) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の検証 ・地域生徒指導連絡協議会
3	<p>◇いじめ対策委員会 「学校評価の結果について PDCA サイクル」</p> <p>◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会 ・スポーツ大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・記名式いじめアンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会 ・PTA総会

- ※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。
 - ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
 - ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」
 - ・ 「校内生徒指導研修」
 - ・ 「授業参観」「学校運営協議会」

- ※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。

- ※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。

- ※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。
事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。